実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三条第二項の規定による申請に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1　フレキシブルディスクに記録された事項

2　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

○原子力規制委員会規則第七号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の十二第三項第二号の規定に基づき、実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則

（適用範囲）

第一条　この規則は、実用発電用原子炉に使用する燃料体について適用する。

（定義）

第二条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「燃料材」とは、熱を発生させるために成形された核燃料物質をいう。

二　「燃料被覆材」とは、原子核分裂生成物の飛散を防ぎ、かつ、冷却材による侵食を防ぐために燃料材を覆う金属管をいう。

三　「端栓」とは、燃料被覆材の両端を密封するために成形された金属部品をいう。

四　「燃料要素」とは、燃料材、燃料被覆材及び端栓からなる炉心の構成要素であって、構造上独立の最小単位であるものをいう。

五　「黒鉛スリーブ」とは、フィン付き燃料要素の荷重を支え、かつ、冷却材の流路を確保するためにマグネシウム合金燃料被覆材の外側に設けられる黒鉛製の円筒をいう。

（特殊な加工による発電用原子炉に使用する燃料体）

第三条　特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで燃料体の加工をすることができる。

2　前項の認可を受けようとする者は、その理由及び燃料体の加工の方法について記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。

（金属ウラン燃料材）

第四条　金属ウラン燃料材は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。

二　燃料材の軸は、著しく湾曲していないこと。

三　次の表の上欄に掲げる元素を含有する場合における当該元素の含有量の全重量に対する百分率の値は、それぞれ同表の下欄に掲げる値であること。

アルミニウム	○・○六以上○・一六以下
ほう素	○・○○○一一以下
炭素	○・一〇以下
クロム	○・〇一一以下
銅	○・〇〇一〇以下
コバルト	○・〇〇〇五以下
鉄	○・〇一〇以上○・〇五〇以下
ふっ素	○・〇一〇以下
水素	○・〇〇〇五以下
マンガン	○・〇〇一五以下
ニッケル	○・〇一五以下
窒素	○・〇一五以下
酸素	○・〇五〇以下
けい素	○・〇一〇以下
トリウム	○・〇〇一〇以下

四　組織の状態は、正常であること。

五　結晶粒度は、実用上差し支えがないものであること。

六　割れ、傷等で有害なものがないこと。

七　表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。

八　中空のものであってその両端に端プラグを溶接したものの溶接部は、次に適合すること。

イ　ブローホール、アンダーカット等で有害なものがないこと。

ロ　中空部に封入されているヘリウムの漏えい量が著しく大きくないこと。

（二酸化ウラン燃料材）

第五条　二酸化ウラン燃料材は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　次の表の上欄に掲げる元素を含有する場合における当該元素の含有量のウランの含有量に対する百分率の値は、それぞれ同表の下欄に掲げる値であること。

炭素	○・〇一〇以下
ふっ素	○・〇〇一五以下
水素	○・〇〇〇二以下
窒素	○・〇〇七五以下

二　ウラン二三五の含有量のウランの含有量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。

三　ペレット型燃料材にあっては、ペレットが次に適合すること。

イ　各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。

ロ　密度の偏差は、著しく大きくないこと。

ハ　表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。

ニ　表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。

四　ガドリニウムを添加していないものにあっては、次に適合すること。

イ　ウランの含有量の全重量に対する百分率の値は、八十七・七以上であること。

ロ　酸素の原子数のウランの原子数に対する比率の値は、一・九九以上二・〇二以下であること。

五　ガドリニウムを添加したものにあっては、次に適合すること。

イ　ウランの含有量の全重量に対する百分率の値は、実用上差し支えがないものであること。

ロ　酸素の原子数のウランの原子数に対する比率の値は、実用上差し支えがないものであること。

ハ　ガドリニウムの含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。

ニ　ガドリニウムの均一度は、実用上差し支えがないものであること。